

# 告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十四年度及び平成二十五年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
防災備蓄について【報告書260ページ】	<p>【指摘9】在庫管理規定の整備と実地棚卸の実施体制を早急に整備すべき</p> <p>備蓄品の在庫管理に係る体制が整備されていないことは重要な問題である。備品の在庫管理は県全体で方針を整備すべきであり、かつ適正な運用が不可欠である。在庫管理の基本は、数量管理である。そのため「あるべき数量」と「実際数量」とを突き合わせる実地棚卸は不可欠な手続きである。また、実地棚卸は実際数量の把握だけでなく、保管場所の保管状況の把握や保管品目の見直しを行う上でも重要な手続きである。どのアイテムがどの場所にくいつあるのか正確に把握していないと緊急時に適切な対応ができなくなる。備蓄品は保管するために存在するのではなく、災害時に使用するために備えるものである。いつ大量に使用されるか予測できないものであるからこそ日頃の適正な管理が必要である。</p> <p>具体的には次の対策が必要となる。</p> <p>ア 備蓄品の在庫管理規定を策定する。全般を管理する部署の特定、管理部署の明記、入出庫台帳の作成、実地棚卸の実施などについて文章化する。</p> <p>イ 少なくとも年一回の定期的な実地棚卸を実施する。全体的な実地棚卸の責任部署を消防防災課とし、実地棚卸要領を作成する。</p> <p>ウ 実地棚卸による実際在庫と帳簿在庫の差異が生ずる場合には、早急に原因を究明し結果報告を行う。</p> <p>エ 在庫の保管状況をチェックし、不適切な保管状況の品目が発見された場合には早急に保管方法についての改善を行う。</p> <p>オ 使用期限の無い備蓄品についても、保管状態の悪化により使用できないものや、既に能力が低下したため緊急時に適応できないものは新規物品と交換することが必要である。</p> <p>カ 備蓄品のレイアウト図及び備蓄品ごとの棚札を作成して、常に物資を特定できる状況にしておき、通常においても備蓄品の搬入搬出における年月日及び数量等を搬入搬出時に適時に記録しておく。</p>	<p>平成25年10月に防災基地管理運営要領を作成し、保管中の備蓄物資の取扱いに係る次の項目を設けた。</p> <p>① 防災基地で保管中の管理責任部署を消防防災課として明記</p> <p>② 各防災基地の備蓄物資受払簿の整備を明記</p> <p>③ 在庫数確認を消防防災課の主導で年1回以上実施を明記</p> <p>④ 在庫と帳簿数が異なる等疑義が生じた場合の原因究明を明記</p> <p>⑤ 備蓄物資老朽化、陳腐化等がある場合の速やかな更新を明記</p> <p>⑥ 備蓄物資搬出入の手順を明記</p> <p>⑦ 防災基地倉庫の鍵管理の徹底を明記</p> <p>⑧ 備蓄物資保管場所のレイアウト図及び棚札の設置を明記</p> <p>また、民間の物流倉庫におけるフォークリフトの運用に習い、ハンドリフトを平成25年3月に各防災基地に導入し備蓄物資搬出入の迅速化と人的負担の軽減を図った（搬送用パレットも同時導入）。</p> <p>こうした取り組みにより、毎年11月頃に消防防災課の指示のもと、関係課とともに実地棚卸を実施する体制を確立し、平成25年11月に現物点検を実施し、適正に管理を行っている。</p>	消防防災課
防災基地の現地調査【報告書270ページ】	<p>【指摘10】備蓄品の定期的・適切な実物管理が必要である</p> <p>一般的に防災基地の災害対策用備蓄物資・資機材の管理に対する意識が薄く、不十分であると考えられる。例えば、熊谷防災基地では、平成23年1月に緊急雇用対策としてNPO法人による棚卸が行われたことはあるが、基本的に棚卸を実施して数量の管理や破損・陳腐化の状況を把握する意識はない。その結果、中央防災基地においては、備蓄品のテストカウントの結果、クラッカーの数量差異が大きく生じ、その原因を調査したが明確な理由は突き止められなかった。熊谷防災基地でも、一部の備蓄品があるべき備蓄数より少なかったが差異の理由は不明となっている。</p> <p>備蓄物資は、災害発生時等の有事の際に必要な物資・資機材であり、あるべき場所に、あるべき数量がきちんと保管されていることが要求される。そうでなければ、大震災等の発災時には、被災者の救援救護に支障が生じてしまう。よって、今後このような事態を避けるために、少なくとも年1回の実数確認（実地棚卸）が必要と考える。そうすることで、あるべき備蓄物が過不足なく倉庫に保管されているという状態にしておくことが可能となる。そして、実数確認の際に生じた差異に関しては、速やかにその原因を解明して、その後の管理に役立てるべきである。また、実数確認の際には、単に数量を確認するのではなく、備蓄物がロケーションどおりに整理整頓されて保管されているのか、劣化品や破損品の有無、さらには消費期限切れ陳腐化品の有無にも注意して実施することが重要である。</p>	<p>平成25年10月に策定した防災基地管理運営要領により現物点検の実施体制を確立し、毎年1回以上（11月頃）実施することとした。</p> <p>平成24年12月19日に、消防防災課において関係課を招集し災害用備蓄物資の事務打ち合わせを実施し、各防災基地の備蓄物資保管状況の緊急確認を実施することとし、次の日程で実数及び品質の点検を実施した。</p> <p>① 新座、越谷防災基地⇒平成25年1月9日実施</p> <p>② 中央防災基地 ⇒平成25年3月12日実施</p> <p>③ 秩父防災基地 ⇒平成25年3月13日実施</p> <p>④ 熊谷防災基地 ⇒平成25年3月21日実施</p> <p>実施結果を踏まえ関係課において点検結果に基づく管理台帳を作成し消防防災課で集約した。</p> <p>また、平成25年度も11月に同様に現物点検を実施し、適正に管理を行っている。</p>	消防防災課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：補助金等に係る財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
埼玉県文化芸術拠点創造事業【報告書139ページ】	<p>【指摘1】実績報告書の提出日について</p> <p>交付要綱第12条には、事業完了後15日以内に提出しなければならないと規定されているが、実績報告書の提出日を抽出確認したところ、15日以内に提出されていなかった。補助金受領者は交付要綱規定を順守すべきであり、期限を超えて提出された場合には、理由書等の何らかの書面を徴収すべきものと思料する。</p>	<p>補助金交付団体に対し、次の通り指導することとした。</p> <p>①助成内定時の団体向け説明会において、実績報告書の提出について、資料及び口頭で明確に連絡。</p> <p>②各事業の中間段階において、各団体の事業終了日を電話で確認し、実績報告書の提出期限を再度連絡。</p> <p>③事業終了日が迫ってきた団体に対し、事業終了後15日以内に実績報告書を提出する必要がある旨を電話で連絡し、それぞれの提出期限が迫ってきても未提出の場合には、当該団体に提出を催促。</p> <p>この結果、平成25年度においては、各団体とも期限内に実績報告書が提出された。 今後も、上記の運用を徹底し、再発の防止に努めていく。</p>	文化振興課
埼玉県文化振興基金助成事業【報告書144ページ】	<p>【指摘2】補助金事業実績報告書の提出期限について</p> <p>平成24年度は、4.文化活動サポート団体助成事業として、4団体に助成金を交付しているが、その内の3団体の実績報告書の提出日が交付要綱に違反していた。埼玉県文化振興基金助成金交付要綱第9条によれば、実績報告書は、事業完了後30日以内にしなければならないと規定されている。しかし、3団体は事業完了後30日を超えて提出していた。</p> <p>きちんと、交付要綱の規定通りに提出するように指導を徹底するべきである。また、もしもあらかじめ計画書等で実施期間を把握しており、その期間終了後30日を超えても提出が無いようであれば、提出の催促を求めるよう努めるべきである。</p>	<p>補助金交付団体に対し、次の通り指導することとした。</p> <p>①助成内定時において、実績報告書の提出について、資料及び口頭で明確に連絡。</p> <p>②各事業の中間段階において、各団体の事業終了日を電話で確認し、実績報告書の提出期限を再度連絡。</p> <p>③事業終了日が迫ってきた団体に対し、事業終了後30日以内に実績報告書を提出する旨を電話で連絡し、それぞれの提出期限が迫ってきても未提出の場合には、当該団体に提出を催促。</p> <p>この結果、平成25年度においては、各団体とも期限内に実績報告書が提出された。 今後も、上記の運用を徹底し、再発の防止に努めていく。</p>	文化振興課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
公益財団法人 埼玉県消防協 会補助金【報 告書168ペー ジ】	<p>【指摘3】システム登録誤りをなくすようにすべきである</p> <p>本来は、5,040千円を登録すべきであったが、年二回払いであったため配当登録を二期に分けてしまったことにより、半額の支出負担行為を2回に分けて行っていた。金額が著しく多額である、という訳ではないが、県の財政計画や資金計画を適切に実行するためにも、今後は、このような誤りがないように注意すべきである。</p>	<p>当該補助金は、4月に埼玉県消防協会から交付申請を受け、交付決定、支出負担行為を行うものである。</p> <p>平成26年度の当該補助金に係る予算の配当登録にあたっては、第1四半期に予算額全額の配当を受けるため、システムへの登録を行った。</p> <p>担当者の配当制度の理解不足、チェック体制の不備から生じた誤りであり、課内職員に対し平成26年2月に配当制度を改めて周知するとともに、グループリーダーを主とした二重のチェック体制の徹底を指示し、再発防止に努めることとした。</p> <p>今後も、財務事務に不慣れな職員に対して、財務研修等への積極的な参加を促す。</p>	消防防災課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：補助金等に係る財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
各種競技会等 開催費・派遣 費等補助金 【報告書473 ページ】	<p>【指摘4】実績報告書の提出期限等遵守の指導について</p> <p>各種競技団体の実績報告書の提出期限や補助金の返還期限が遵守されていない事例が散見される。実績報告書の提出期限を超過した補助事業者に口頭で指示を行っているようであるが記録が残っていない。当該補助事業の県担当課で補助金交付の手続きや補助金返還の債権管理など実施しているが、補助事業者に対し、実績報告書の提出期限や補助金の返還期限を徹底させるための措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、平成25年度より実績報告書の提出期限を超過した場合には、その理由書を提出するように指導しているということであるが、事前の対応をお願いしたい。</p>	<p>平成26年度交付分は、補助金実績報告書等の提出期限について4月23日の補助金事務に関する補助事業者説明会で周知した。さらに交付決定時の通知などを通じて事前の周知を徹底させ、加えて、補助事業者の経理担当者に適宜電話連絡をするなど、書類提出の遅延が生じないよう事前の対応を徹底させる。</p>	スポーツ振興課